

第6回臨時委員会会議録

委員長) 日程第1 開会宣言

委員長) 日程第2 会議成立の宣言

委員長) 日程第3 会議録署名委員の指名(福岡委員)

委員長) それでは、日程第4の審議に入ります。

報告第2号「芦屋市立中学校の給食実施検討委員会委員について」を議題といたします。提案説明を求めます。

学校教育課長) <議案資料に基づき概略説明>

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

白川委員) 前回、検討委員会設置要綱を議論したときに、市民の代表も入るといったことだったと思うのですが、結局、市民代表としてはPTAから4人の方をお願いするということになったということですね。

委員長) その点いかがですか。

学校教育課長) 設置要綱では、市民代表ということはありませんけれども、PTA関係者の中で広く意見を聞くということ、また、市民の方については懇話会の中でも十分お聞きしてきたということで、今回は保護者の人数をふやすことで御承認いただいたと考えております。

白川委員) 確かに市民代表とは書かれていませんでしたが、PTAの方を通して市民の意見を聞くことができるし、また前回の懇話会のアンケートの中に、市民の意見が反映されているということですね。

宇佐見委員) 前回の設置要綱の議論のときにできるだけ懇話会のメンバ

一を入れる話になったと思いますが、今回、この4名が全く新しいメンバーですね。学識経験者と学校関係者2名、合計3名が前回から引き続きとなりますが、芦屋市PTA協議会に推薦を求めるときには、前回参加しておられた方ができるだけ入るようにとリクエストなさったのでしょうか。

学校教育課長) PTAにはそのリクエストはしておりません。ただ、お仕事をされている方も含めて広く選んでくださいということだけお願いをしたところでございます。

宇佐見委員) そうすると、この方たちにとっては、やっぱり積み上げが余りない状態なので、最初のと きにかなり資料も事前に渡すなり、レクチャーするなりして、今までの過程がどうなっているのかも丁寧に説明していく必要があると思います。

学校教育課長) それは前回の懇話会の報告書が出ておりますので、懇話会の報告書をしっかり吟味するところから入っていく必要があるかとは考えております。

委員長) PTAは小学校2名、中学校2名、精道と潮見を採っておられますが、中学校給食について、PTAはそれぞれ各学校のPTAの総意的なもの、全体の意見などをくみ取れるシステムになっているわけですか。

学校教育課長) システムがそのようになっているかはわかりませんが、それぞれの中では、PTAの中で給食について検討するという組織はありますので、あくまでもここへ出てこられる方は、個人的な意見を述べられるのではなく、それぞれの代表として、全体を見渡す形で御意見をいただけると考えております。

委員長) 給食実施の方向でという懇話会の意見を受けての検討にな

りますね。

それから、今回の検討会としては、予算というものが検討の中に入ってきます。この中では、市長部局の職員の方たちは検討する能力や権限は前提とされているのでしょうか。

管理部長) 市長部局からは総務部参事、行政経営担当部長をお願いしていますが、やはり今後の市の行政の進め方などにつきましては、行政経営担当で総合計画等も含めての形になりますので、当然その中でも財政見通しなども含まれてまいります。

また、その具体的な財政面につきましては、財政課長などの出席を、この検討委員会の中でも適宜求めていけばいいのかなというふうに考えてございます。

委員長) 今回の検討委員会の中では、自校方式、その他の方式も含めて、計画をした場合の見積もりも、具体的な俎上というか、机の上に並べることを予定されておられるのでしょうか。

学校教育課長) それは大事なポイントになると思います。それとあわせて、実施年度がいつからになるのかということも大きな問題になるかと思えます。

委員長) ということを含めて、今、この構成メンバーであるということによろしいですかね。

宇佐見委員) 先ほど、北野課長の説明で、PTA関係については芦屋市PTA協議会から組織の代表として出ていただくので、総意としてお話いただけるのではないかということでしたが、まだ今年度発足してそんなに間もたっていませんので、そういう話をしているかどうかは私も疑わしいところがあります。昨年度は中学校給食に関して話し合う組織がございました。その中身の

まとめとしまして、「芦P協だより」の中に出ていましたが、今年度は、まだその中にこの4名は入っておられないと思います。その中で、総意で話すということを求めてしまうと、それは出ておられる方はかなり発言しにくくなるのではないかなと思います。総意であれば、人数も少なくてもいいわけですよ。4人ということは、やっぱりそれぞれの立場からお話いただけるメリットがあると思いますので、総意ありきではないと御理解いただきたいと思います。

学校教育課長) わかりました。

白川委員) 私の最初の質問にも関連しますが、結局この4人の方は別にPTAの意向を代表するのではなくて、お子さんを小・中学校に通わせている親の立場として、やはり広く市民代表としての意見を言うて頂くことになるかと、私は思います。

教育長) 今、学校教育課長から説明がありましたが、大きな目的はどのような方式でするかということになってきますので、いつから実施をしてくださいとか、しますということは、非常に難しい問題になっております。方式をどうするのかということに対して、十分に御検討いただきたいと考えております。

委員長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈報告第2号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

次に、第14号議案「平成25年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択について」を議題といたします。提案説明を求めます。

学校教育課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

今日、本を並べていただけていますが、このリストの番号と照合できる目印などはついてますか。

学校教育課長) 申しわけございませんが、全部をここにそろえることは難しく、そこまではできておりません。

委員長) そうですか。では、今の御説明について何か御質問等ありますか。

宇佐見委員) これは、各学校で全て一般図書として、学校図書館にそろえるということですか。

学校教育課長) いえ、これは169冊の中からその子供にとってふさわしい教科書を選んでくださいということですので、学校の中には今、使っている子供の教科書が何冊かありますが、全部がそろっているわけではございません。

宇佐見委員) 必要なところだけということですね。

学校教育課長) 阪神特別支援学校では全部そろっておりますので、今回、調査研究委員はそちらへ行って研究をしてきたということでございます。

委員長) これは教科書ですから、特別支援学級の生徒に、ここから選択して、その子用の教科書として使われるという形ですよ。

学校教育課長) そうです。教科書として使うということです。

委員長) では、実際に本を見ていただきましょうかね。そしてまた

御意見等、お願いします。

小石委員) この対象になる子供は市内に何人ぐらいいるのですか、
学校教育課長) 特別支援学級の子供は小・中合わせて70名が対象の子供
ですけれども、全員がその教科書を使っているということでは
ございません。

<教科書閲覧>

委員長) 先生方、今見ていただいたわけですが、御質問とか
御意見をお願いしたいと思います。

これは議案というか決議事項ですよ、これ自体は。

学校教育課長) そうですね。

委員長) ですから、ここで決議することによって、芦屋市としてこ
れを特別支援学級のために採択するという形になりますので、
お願いしたいと思います。

白川委員) 採択協議会で、特に何か問題になったこととかありました
ら教えてください。

学校教育課長) 特に問題になったという点はございませんでしたけれども、
今回、とにかく実物を見てしっかりと研究してほしいというこ
とを調査委員のほうにはお願いしました。

また調査委員会のほうからも本協議会に対して非常に時間を
かけて丁寧に説明をいただいたという印象はございます。

小石委員) いろんなジャンル、例えば図鑑のようなものもあればお話
のものもあるし、クッキングとかもあります。そういうジャン
ルについては、初めからどの領域のものを幾つかというイメー
ジで選ばれているのですか、それとも別のルールで選ばれてい
るのでしょうか。

学校教育課長) 今回選ばれた分は、まず兵庫県が選んでおります。例えば、どの教科に適しているのかとか、それからどの障害種別に適しているのかということ、いわば全体をバランスよく選んだ内容です。それに対して、それをそのまま芦屋市も選ぶことが適切かどうかという視点で選んでおりますが、結果的にそれが適切という判断をしたということでございます。

小石委員) やっぱりジャンルとしても、これは実際、先生のほうが最終的には選ばれるということになるわけですね。

学校教育課長) そういうことでございます。

委員長) 付随した点で御説明願えますか。教科、各採点表の評価枠があるわけですがけれども、教科の欄を見ていただきますと、生活、それから国語・社会云々の、一般のカリキュラムの教科というのになりますよね。もう一つが、障害種別ということで、視覚・聴覚・知的、と続いて、これは肢病（しびょう）と読むのでしょうか。

白川委員) 肢体不自由のことでしょう。

学校教育課長) はい。病弱もあります。

委員長) なるほど。そうすると、生活という科目が一つ。これは結構、生活の中にあって、もう一つほかの教科にもという形で評価の適切性というのが評定ですね。生活というのはどういうところのジャンルとして設定されているのですか。

学校教育課長) 生活というのは普通の、例えば小学校の教科でも1・2年生の中でやっている教科でございますので、その教科を替えてやるのに適しているということでございます。

委員長) それから今の肢体のところでの科目表というのは、これは

対象というか、どういうものを目的にしているのか。例えばあちこちに二重丸が入ったりするというのは、どういうところに特徴があるのか、そのあたりをお願いします。

学校教育部長) 　例えば、後半の141番ですが、英語の授業をするときに、音声的なものをリズム運動に取り入れるのに適しています。肢体不自由の子たちには身体訓練が入りますので、その際には適しているだろうという視点が一つ入り、ここに二重丸が入っています。

白川委員) 　英語用の教科書が音楽と一緒にいるところがミソですね。

学校教育課長) 　そうです。

宇佐見委員) 　今回の選択に特に異論はないのですが、一つ質問を。昨年度から中学校用教科書が変わっておりますけども、幾つかの教科で会社が変わったと思うのですが、その辺の移行はスムーズだったのでしょうか。教科書が変わることによって何か不都合とかが出ておられなかったのかということをお聞きしたかったのですが。

学校教育課長) 　採択協議会の中ではそういう報告は聞いておりません。それから、採択協議会以外の機会でもそういう言葉は聞いておりません。

宇佐見委員) 　わかりました。

委員長) 　他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第14号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

次に、第15号議案「芦屋市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題といたします。提案説明を求めます。

生涯学習課長） 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長） 説明が終わりました。質疑はございませんか。

宇佐見委員） 確認ですが、23年度の資料には、前回の文化財保護審議会の任期が23年9月4日と書いてありますが、24年の3月31日まで延長されたということでしょうか。

生涯学習課長） 前回の任期が23年9月4日までで、23年9月5日から25年9月4日までということで、5名の方をお願いをしましたが、そのうち3名の方につきましては、継続事案の審議が終了する予定の本年3月31日まで無理を言ってお引き受けただいておりました。予定通り継続審議事案が終了しましたので、新たに3名の方を、残り期間の25年9月4日までお願いする形になっております。

委員長） 当時の設定期間が平成23年から25年で、途中で3名が変更になったとき、あとの2名の方が当初の任期どおりというのは、これでいいわけですね。

生涯学習課長） はい。25年9月4日までということで。

委員長） 追加で言うと、決議内容は3人の方の残期間となっておりますね。

宇佐見委員） 3ページ目で、「5 委員の選任」のところで、在任期間は10年を超えないものとするがありますが、近藤雅樹先生は

12年になっていきます。

生涯学習課長) おっしゃるように、本来そうあるべきなのですが、文化財保護審議会は専門性が高いもので、新しい先生にお願いするのも適切な方がなかなかいらっしゃらない状況で、近藤先生にお願いしないと、今までの芦屋市の文化財保護審議会の流れを御存じない方ばかりになってしまうということで、例外的にはなりますが、あとのことを考えて、近藤先生にはそのまま願わせていただいております。

委員長) この問題、芦屋市が審議会の委員とかそういうときの一つの目安みたいな形ですね。

白川委員) 指針ですね。

委員長) 従来、教育委員会は事実としては3期、10年ぐらいずつですから、そこは柔軟に考えていいでしょう。

小石委員) この審議会は、諮問があったときにだけ招集するたぐいのものですか。それとも年に何回とか定期的なものでしょうか。

生涯学習課長) 目安としては、年に2回くらいですが、主にそういう諮問があったときに答申をいただく形になっております。

委員長) 今回の3人の方は一般的にお若いですね。例えば景観についての文化財的な見識をどの程度持っておられるのかなと少し感じます。芦屋にとれば、景観は一つの財産ですからね。

生涯学習課長) 以前の委員の方と比べるとお若い先生方ですが、例えば、三宅先生は、芦屋で生まれ育った方で、ほかの委員の方も、公民館などの講座でいろいろ御活躍いただいております、芦屋の文化などに大変詳しい方であると事務局側は判断してお願いしたいということがございます。

委員長) 文化財の部分であるこの方々については、ある程度の専門性を持っておられるんですか。

生涯学習課長) 分野はそれぞれ違いますけれども、3名の方でいいますと歴史、民族、建築、建造物、そして景観という、大学でそれぞれ御専門として研究しておられる方々でございます。

委員長) 例えばですが、中江 研先生は、文化としての建物の活動として何かされてるいるのですか。

生涯学習課長) 中江先生は、近代建築史とか土木建築工学が御専門で、今まで埋蔵文化財が中心であった芦屋市も、これからは建造物のほうにも力を入れていかないといけないという考えがございまして、文化財保護審議会の会長もお務めいただいております。田淵先生から適任という評価をいただいております。

委員長) 芦屋には結構な文化財的建物があるのに、いつの間にか取り壊されていきますので、意識して、芦屋に富があった時代の、まちの一つの文化というのが芦屋には非常に重要だろうと思います。「芦屋の建物を守る」という姿勢と強い意志を持った人じゃないと。文化を守るという気概を持った委員として動いていただくことを期待しますね。

白川委員) 今、委員長が言われたことは、結構、大切だと思います。ただ前任者から紹介されたというだけでは…。それで3名の方の業績などを簡単でもいいですが御説明いただけますか。奈良県立大学の歴史の先生はどんな業績をお持ちですか。

生涯学習課長) 戸田先生は芦屋市史の編さんにもかかわっていただいた先生でございます。以前にも芦屋の文化の関係でいろいろお世話になっております。戸田先生も前委員の神木先生から適任であ

るというお言葉もありましてお願いさせていただいたという状況です。

白川委員) わかりました。

委員長) 異議は特段ないかと思えます。知らないからという要素もありますが、芦屋の文化をきちっと守っていただく機関であることを十分御認識いただいて、期待しておりますことをお伝えしたいと思います。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第15号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

次に、第16号議案「芦屋市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」を議題といたします。提案説明を求めます。

スポーツ・青少年課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

宇佐見委員) スポーツ推進審議会は、年に何回ぐらいでどのような内容について審議いただいているのでしょうか。

スポーツ・青少年課長) これまでスポーツ推進審議会は大体年に1回の開催でございます。主な内容としましては、平成15年に芦屋市のスポーツ振興基本計画が策定され、5年経過した20年6月に見直しまして、24年度が最終年度となっておりますので、そういう振興基本計画の進捗状況なり、問題点、課題等の審議をお願い

しております。

白川委員) 今年の24年度が最終年度ということは、来年の平成25年度にスポーツ振興基本計画を策定しなおすということですか。

スポーツ・青少年課長) そうですね。今年度の見直しに係る諸準備と申しますか、そういう資料づくりを予定しております。

委員長) 準備ということですが、前の計画があり、その実施状況などをふまえて、次の計画のなかでは、こういう課題があるというようなことは何かございますか。

スポーツ・青少年課長) 基本計画ということで、理想的な形のもものがたくさんございます。実際、計画にのっとなって振興する上では、地域スポーツの関係、スポーツに関する施設整備の関係など、いろいろ細かい種々の問題が出てきます。

あと、生涯スポーツとして、気軽に、身軽にできるスポーツのニーズもたくさんございます。今現状ではそういう軽スポーツというものが中心的になってきております。今年度中にこの10年間を踏まえて市民スポーツの意識調査ということで無作為に抽出した市民を対象に、アンケートをとって、スポーツへのニーズの統計を集約したいということで準備しております。

委員長) 確かに、設備の問題、それから市民の現状、それから市民がどういうことを期待しているのかというところですよ。芦屋は、高齢化は全国よりも若干高目であることは知られたところですよ。その中におけるスポーツの位置づけがどうなのかは、また委員会のほうでその実態資料を出していただくのがいいでしょうね。

白川委員) このスポーツ振興基本計画も、委員会で最終的に見たと思
いますが…。

その基本計画を作成するのがこの審議会だとすれば、1年に
1回というわけにはいかないですね。

スポーツ・青少年課長) 今年度におきましては専門委員会を設けて、中身を掘り下
げていこうと思っております。

小石委員) こういうことが結局健康につながって、医療費とか保健と
かの支出を抑えるというような理念などもあるみたいですから、
すごく重要な位置づけとして私も考えております。ぜひそうい
うことをにらんで、きちんとしたスポーツ基本計画として、い
いものをつくってほしいと期待をしております。

それからもう一つは、市民スポーツとして、そこは非常に広
さと高さというのか、そういったようなものを、本当に込めた
ようなスポーツができるといいなと思います。単に高齢者がど
うスポーツするかという話ではなく、若い人たちもそこでスポ
ーツの力が伸ばせるようなシチュエーションで、個人的には、
すごく期待しております。この委員のかたがたに、両方の視点
で考えていただきたいと期待しております。

白川委員) それに関連して、確か前にここで議論したときも、子ども
たちの遊び場、外遊びの場所がないということもあって、子
どもたちの体力づくりも全国的に比べて余りよくなかったで
すよね。そのことも絡めて何かできないかと思っております。

宇佐見委員) もう一つ、スポーツクラブ21ひょうご、芦屋市推進委員
会もなどとの連携はされておられるのでしょうか。

スポーツ・青少年課長) そうですね、今の委員の中にそのスポーツクラブの関係の

委員さんもお見えになっていきますし、もちろんスポーツ推進委員という委員の方たちもスポーツクラブの関係にも関連しておりますので、そういう話の流れは伝わっております。

宇佐見委員) スポーツクラブ21の対象者には子供たちも含まれていませんよね。

スポーツ・青少年課長) スポーツクラブ21のコンセプトは、幅広くだれでも気軽にといいものです。いろいろなニーズがあって、変わりつつありますが、基本的には高齢者から幼児までとなっております。

宇佐見委員) スポーツクラブの所管はどこでしょうか。県ですか。

スポーツ・青少年課長) 事務局は私どもスポーツ・青少年課になりますが、スポーツ推進委員会という委員の組織がありますので、その事務局が、スポーツ・青少年課がやっています。

宇佐見委員) ふと見たら、同じ任期なので。

スポーツ・青少年課長) はい。

委員長) 今の委員の意見からすると、次の5か年、今までやった5か年計画の達成度はどの程度なのか、このあたりを若干わかりやすく整理されるといいと思います。

それから、先ほどから、高齢者等を含めて市民が読むような、体力をこういう形でつけましょう、スポーツはこういう形でと、それから子供たちの体力を、スポーツへの興味・関心を含めた形で、一定の指針めいたもので市民が読んでくれるような5か年計画をつくられることを期待しております。審議会の先生によろしくお伝えしていただいて、またこちらのほうで協議して。それが芦屋の市民の人たちに大きな価値あるものになればいいと思いますので、お願いします。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第16号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

次に、日程第5、専決報告第10号「芦屋市青少年問題協議会委員の委嘱について」を議題といたします。提案説明を求めます。

生涯学習課長） 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長） 説明が終わりました。質疑はございませんか。

委員の選任権限はどこにあるのかということですが、資料4ページ、協議会法と条例を見ると、法では、第3条3項の組織のところ、地方公共団体の長が任命するとなっておりますが、条例では市長が委嘱または任命となっておりますね。今回、専決報告で教育委員会に上げておられますが、教育委員会は選任権を持っているのですか。

生涯学習課長） 市長部局からの委任事項として、この青少年問題協議会を担当しておりますので、このような形になります。

委員長） 審議会は委任された事項ということですね。なるほど、わかりました。

宇佐見委員） 議事録を見せていただきましたが、開催は飛び飛びでしたね。愛護活動があるからしばらく開催しない年度があったということでしょうか。平成19年度以降は開催がなくて、去年は

1回ということだったと思うんですけど。

生涯学習課長) この協議会については、市議会でも何度か御質問や御意見をいただいたりしておりました。実際にはしばらく開催がなかったのですが、昨年開催しました。青少年問題は、一つの課で担当するわけではなく、いろんな部署でいろいろな事業をやっております。先ほどありました青少年問題の法律は、前からのものですが、施行当時は、愛護の観点、補導や強制、そういった活動を念頭に置いてつくられた感がございます。

芦屋市はそれぞれ別の委員会なり活動で、青少年にかかわる事業をしておりますが、この会議で取り上げる具体的な問題がなかったこともあり、長らく開催されておりました。ただ、附属機関として設置しておりますので、時代も変わって設置された当初の目的とは違ってはいても、話し合うべきことはあるという観点から、総合的な方針などを見出していければということで再び開催しております。今年度も、子供・若者支援の関係で御意見をいただければと現在考えております。

宇佐見委員) 見たところ愛護センターの運営協議会の委員の中には、もちろん市長や市議会議員は含まれておりませんので、市を挙げて青少年問題について話し合う場という意味で、とても重要なところだと思います。昨今いろいろな事件が新聞、テレビ等で取りざたされておりますけれども、何もないときだからこそ、市として、教育委員会としてどういう方針でやっていくのかということをお話し合っておくのがとても重要ではないかと思っておりますので、ぜひ開催していただくようお願いしたいと思います。

委員長) 結局全部が網羅されているんですね、議会、市長、保護

司、学校、それからPTA。みんな畑が違う人が総合的に集ま
っていて、刑事司法の政策的な集まりに近いですね。共通の
テーマとして、今、子供たちは学校に通っていて、そして社会
に出て行く。このあたりを、情報交流しておくのは非常に有益
だと思います。全く違った分野で、共有する部分が非常に少な
い人たちの集まりですから、情報を交換し、議論や交流をした
ら、意外といろいろなものが見えてくる気がしますね。子供のこ
とをここまで広く集まって考えるような集まりは、多分余りな
さそうな感じですね。

白川委員) 少年犯罪の問題を扱うのはここですか。起きたときはもち
ろん警察でしょうけれども。

委員長) 警察と保護司という形があるので、少年刑事政策の世界が
目の前にバツとあって、保護処分のルートとしては、あと家庭
裁判所を入れれば、もう言うことがないというところですね。

白川委員) 法に基づいて全国津々浦々この集まりがあるわけですね。

生涯学習課長) ただ、調べたところ、必ずしもすべてあるわけではなく、
実際に青少年問題協議会として活発に活動されているところは、
かなり少ない現状でございます。

委員長) せつかくある機関なので。問題がなければ芦屋も置かない
という選択もあるかもしれませんが、開くのであれば、教育委
員会としてそういう方向に誘導する形でいい成果が得られると
いいと思いますね。その点含めてまた運営事項をお願いしたい
と思います。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈専決報告第10号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

次に、日程第6、報告第1号「平成25年度教育費予算概算要求について」を議題といたします。提案説明を求めます。

管理課長） 〈議案資料に基づき概略説明〉

学校教育課長） 〈議案資料に基づき概略説明〉

打出教育文化センター所長） 〈議案資料に基づき概略説明〉

社会教育部長） 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長） 説明が終わりました。質疑はございませんか。

小石委員） 経常的に必要な予算は、もちろんいいのですが、例えば25年度について、特にここには重要というポイントはどこなのかを説明いただけますでしょうか。

委員長） では順番にお願いします。

管理課長） 管理部は、典型的な業務が多い部署ではございますが、先ほど御説明しましたように、預かり保育については、何らかの形で拡充をやっていきたいと思っております。

あとは施設の整備関係になりまして、施設もいろいろ老朽化しておりますので、子供への安全面を考えますと、この資料に挙げている工事は、必要と考えておりますので、ぜひともやっていきたいというところでございます。

学校教育課長） 学校教育は、先ほど説明をさせていただきました学力向上に係る部分です。チューターの部分、理科支援員の部分という

ところは、やはり大きな柱になるかと考えております。

それから、特別支援の部分でスクールアシスタント、介助員等の増員も実現したいと考えております。

もう1点が、日本語指導の充実推進事業です。今、日本語指導が必要な子供たちに対しての支援がまだまだ必要という判断もありますので、この部分と、学校支援チームの研究について、芦屋にとってどういう形が一番いいのかを研究していきたいというふうに考えています。

打出教育文化センター所長) 先ほど説明させていただきました情報教育については、絶対に必要と考えております。また、4ページの教職員の資質向上のための研修についても重要と考えております

社会教育部長) 社会教育においても重要と思われるところは、当然守っていく必要があるのですが、逆にスクラップ・アンド・ビルドの考え方で、その年その年で今何をしなければいけないかというふうなところはしっかり見きわめて進めていく必要があると思っております。

その中で、特に来年度にポイントとなるところは、指定管理の選定換えです。美術博物館につきましては前回のこともございますので、十分に今年度から体制を整えた上で来年度の業者選定に向けて進めていきたいと考えております。

委員長) ほか、今の力点置かれたところを含めて、いかがでしょう。

宇佐見委員) 昨年度からすると随分金額がふえて、これが全部通ればいいと思いますが、市の収入がふえない限りは、教育予算が市の予算額の10%を超えるのは、なかなか難しいのかなと思います。管理課からありました預かり保育の全園実施も、ぜひ願

いしたいと思っています。財政課とのヒアリングで、今の実施園での状況を踏まえて、どのようにお伝えしていくでしょうか。

管理課長) まず、同じ公立幼稚園なのに実施園が一部というのは不公平なので、ぜひ全園で実施してほしいという御意見は、PTAとの懇談会の場などで、各園のPTA代表の方からお聞きしております。その御意見をお伝えすることと、今、各幼稚園でも保護者の方からアンケートをとっていただいております。今度のヒアリングに間に合うようにこちらへ届けてもらう予定になっております。

あわせて、この経費を全部認めてもらえるかということについては難しいと思いますので、実際、今、3園でモデル的に実施しておりますが、9園になった場合の経費については、改めて、厳しく見直すべきところは見直していく必要もあろうかと思っております。

宇佐見委員) ぜひ頑張ってください。

委員長) 関連するところで、4ページ、課長が言われた市独自の学校支援チームですが、現場での法的な形はどうなりますか。問題は、学校の教室が安定することですよね。学校の教室は、子供も親も含めたいろんな人間関係の中で、教師が教室を運営するわけですね。人間関係のトラブルは、我々弁護士が最も得意とするところですが、基本がどこにあるか。

学校教育の現場における基本の考えは何であるか。学校としての基礎基本の立ち位置と、そこでやるべき責任と、そこで主張されることについての処理のあり方ですね。基本に反している主張には、子供たちにも、親に対しても、正面から堂々と、

きちっと受けて答えていかなければいけない。そこに担任、学校全体に対する信頼性とレベルアップがあるのは事実です。

基本がしっかりすることが必要だと私は思います。基本をおさえ、親のほうがこのように対応してくださいと、相手を逆に説得し切っていく。弁護士の活用の仕方ですね。

白川委員) 関連したところですが、今、植田委員は弁護士の立場から意見がありましたが、これは、すごく重要だと思います。いじめ、不登校への適切な対応をするための、市独自の学校支援チームですよね。それを研究して、そのシステムをつくろうということですかね。

予算要求するときに、なぜこれが必要かという説得力のある説明をするためには、本市においても、いじめ、不登校の問題で非常に困難な問題がやっぱりあるし、これからも起こり得ることであるので、それで学校支援チームというのをつくって対応する必要がある。そういう説得力のある説明をして、ぜひ予算をとっていただきたいと思います。

学校教育課主幹) 今回このいじめ、不登校ということに関しまして、学校支援チーム、市独自ということで予算を挙げているんですけども、昨年度来、やはり先ほど植田委員長がおっしゃられた部分、不当な要求を掲げてくる保護者、弁護士を伴って来る保護者等への対応に対しては、特に管理職は非常に苦慮しております。弁護士が横についてくる場合に、先ほどおっしゃられた、どう胸を張って押し切るか、校長としては非常に不安な部分があることも含めまして、こういった対応が必要ではないかと強く感じております。特に子供の人権に関する部分につきまして、

不当な要求にこたえてはいけないと、やはり校長、管理職が強く立ち向かっていけないと。そのあたりで支援できないかということなのです。

小石委員) いや、これはどこの組織でも今、絶対に必要ですから、絶対にとってほしいです。先生のエネルギーを専門外のことでとらせるのはよくないです。だからこれはもう絶対やってほしいですね。

委員長) 社会の対等な関係のトラブルと、学校教育におけるトラブルの処理とがありますね。対等型の内容と、子供たちを核にして、教育機関、担任、校長、学校ではそれぞれ若干違うんですね。一番大事なことは、子供の立場に立った場合、相手を批判攻撃する方法ではなく、子供たちをどのように受け入れるべきかということが核で、これがないと説得は多分できない。その上で、共通の解決点を導き出す。あくまで子供の人権をベースに置きながら、批判と排除だけを目的にするものではないということなのです。社会によって子供たちを育てていくために、学校は何をしなければいけないか。それを基本にして、紛争を処理していかなければいけないですね。排除だけを専門にしないでほしいということなのです。そのぐらいの力量がないと、信頼性は回復できないと思います。

小石委員) 学力向上だとか、いじめの問題も含めて、教員の資質向上でも全部一緒のものだと思います。これは学校の中で核になるところですから、予算は余り変わらないですが、研修もぜひ頑張してほしいと思います。特別に新しくやらなくても、これまでどおり研修すればいいだろうという発想だろうと思いますが、

結果として、今、病気で休まれている先生が何人ぐらいおられるか、これはまた別のときに聞けたらと思いますが、それ自体も極めて損失ですよ。そういうことも研修の問題と非常に強くかかわっていると思います。予算は変わりませんが、ここでしっかり力を入れて、若い先生方をぜひ立派に育てて、芦屋の教育を支えてもらえるように頑張ってくださいと思います。

委員長) いつも言うように、芦屋の芦屋たる最大の理由は、文化だと思います。今まで芦屋が築き上げてきた文化を、ただ過去の遺物だけを並べるようなものでなく、芦屋の文化を創造する視点で、この座標軸の中でとらえるという視点が重要です。

そこで、市長部局ではどういう形で今の事業の査定をされていますか。文化基本条例をつくりましたが、具体的な活動計画についてはどうなっていますか。

社会教育部長) 事業の策定ですか。文化振興基本計画は、これ自体は、昨年度完成する予定でしたが、今それが遅れております。

委員長) どなたが指揮しておられるのですか。

社会教育部長) 具体的な動きは、市長部局での実施計画で方針が決められていくものと考えております。これはもう市長の方針ということになってくるものかなと。

委員長) 文化は今、市長部局に移っているわけですが、もともとは教育委員会の社会教育であろうと私は思っています。そのあたりを含めて、どこかで柱が一つ要るのではないかと、私の感覚としては思いますね。

宇佐見委員) 単純な質問ですが、目標ごとの事業と、予算の内容は説明

いただいてわかりましたが、総括表との関連が幾つかわからないところがあるので教えていただけますか。例えば学校教育課の12ページで、先ほど出た支援チームは、生徒指導対策経費というところに入っているということでしょうか。

学校教育課長) そのとおりでございます。

宇佐見委員) はい、わかりました。

あと、同じく12ページ学校教育課で、学校保健に関する助成ですが、前年度から増えておりますが、これはどういったことで増えているのでしょうか。

学校教育課長) 就学奨励費の医療費が増額の見込みですので、その分が増えているということでございます。

宇佐見委員) 13ページの打出教育文化センターの下から三つ目のところの文化センター施設等整備費のところはかなり大きい額になっていますが、これが施設を整備なさるとい部分ですか。

打出教育文化センター所長) 大会議室の冷暖房が、今年で21年目になり、相当老朽化していますので、建築課とも相談し、予算査定の土俵に乗せようとするものです。

宇佐見委員) わかりました。次に14ページの生涯学習課で、人権教育推進費がふえている理由は何でしょうか。

生涯学習課長) 例年は、貸出用ビデオ購入などの費用を7万円ぐらい計上しています。24年度予算では、前年度中に他の予算がありましたので、前倒しで購入したため、該当する額を削除しておりましたが、25年度は再びその費用が必要で計上しています。

大きなところは、平成25年度は、阪神地区人権・同和教育研究協議会の当番市になりますので、その費用計上が1番大き

く増えております。

宇佐見委員) それは当番市が出さないといけないものですか。

生涯学習課長) 負担金は、各市が毎年決まった額を納めておりますが、当番市になりますと、会場設営や、たくさんの方をお招きする研修会などにかかる経費負担がふえます。当番市は、各市とも例年以上に費用を計上して対応しますので、大体どれぐらい増になるかを他市にもお尋ねして計上しています。

宇佐見委員) わかりました。ありがとうございます。

委員長) まだ御意見がありましたら、時間のほう、オーバーしましたので、個別的にまた各局のほうに入れといていただいてということをお願いしたいと思います。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈報告第1号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

委員長) 日程第7 閉会宣言